

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 結核ブルセラ病の検査の実施  
土地の立入測量及び物件調査  
土地の公用廃止
- ◇公安告示 風俗営業取締法による公開聴聞会の開催
- ◇公告 あんま師きゆう師の試験の実施  
ふぐ調理師試験の実施  
準看護婦試験の実施

## 告示

### 鳥取県告示第六十七号

次のように結核及びブルセラ病の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六條の規定により牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年三月 日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 結核及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし生後六箇月分産前一箇月及び分産後十日以内のもの並びに昭和三十三年四月より昭和三十三年一月までに検査を実施したものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法  
結核病検査 皮内注射法  
ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応試験管凝集反応

## 別表

実施期日	実施区域	実施場所
第一次—第二次		



はり理論 医事法規  
実地試験

はり実技

3 きゆう師試験の科目

学科試験

解剖学

生理学

病理学

衛生学(消毒法を含む。)

症候概論

治療一般 漢方概論(経穴を含む。)

きゆう理論 医事法規

実地試験

きゆう実技

4 試験科目の免除

イ はり師試験と、きゆう師試験を同時に受けようとする者は、第三号書式により共通科目の免除願を提出すること。

ロ はり師試験又はきゆう師試験合格者であつて、あん摩師試験を受けようとする者、はり師試験合格者であつてきゆう師試験を受けようとする者又

はきゆう師試験合格者であつてはり師試験を受けようとする者は、第四号書式により既に受験した科目の免除願を提出すること。(この場合は、その試験の合格証書の写を添付しなければならない。)

四 受験資格

1 文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者、又はこれらの学校若しくは養成施設において、それぞれあん摩師、はり師又はきゆう師となるために必要な課程を修了した者

2 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百十七号)第十九条第一項の規定による届出をした者(あん摩師試験のみ)

五 試験方法

試験は学科及び実地試験とする。

六 受験願書の提出期間

学科試験は筆記又は点字で行う。

二月四日から三月十七日まで

七 受験願書の提出先

管轄保健所に提出すること。ただし他府県居住者は鳥取県厚生労働部衛生課(鳥取市東町)あて提出すること。

八 受験手数料

鳥取県収入証紙五百円を願書上部余白にはること。ただし、他府県居住者は現金または普通為替で納付してよす。

九 提出書類

1 受験願書(第一号書式)

2 履歴書(第二号書式)

3 四に該当することの証明書

4 戸籍抄本または戸籍謄本

5 写真(手札形とし、出願前六箇月以内に脱帽で撮影したもので、裏面に印刷した試験の種類、撮影年月日、氏名、年令を記載すること。)

十 受験票の交付

受験願書を受け付けたときは受験票を交付する。

はきゆう師試験合格者であつてはり師試験を受けようとする者は、第四号書式により既に受験した科目の免除願を提出すること。(この場合は、その試験の合格証書の写を添付しなければならない。)

四 受験資格

1 文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者、又はこれらの学校若しくは養成施設において、それぞれあん摩師、はり師又はきゆう師となるために必要な課程を修了した者

2 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百十七号)第十九条第一項の規定による届出をした者(あん摩師試験のみ)

五 試験方法

試験は学科及び実地試験とする。

六 受験願書の提出期間

学科試験は筆記又は点字で行う。

第一号書式  
あん摩師(はり師、きゆう師)試験願  
本籍 住所

氏名 年 月 日生

あん摩師(はり師、きゆう師)試験を受けたので、履歴書、その他証明書及び写真を添えてお願いします。

年 月 日生  
氏名

鳥取県知事 殿

第二号書式

履歴書

本籍

住所

氏名 年 月 日生

学歴  
職歴  
賞罰  
右のとおり相違ありません。

年月日

右氏 名

第三号書式

学科試験受験科目免除願

本籍

住所

氏名

年月日生

はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けたので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第十九条の規定により、学科試験科目中共通なものについて、その一方の試験を免除されるようお願いいたします。

年月日

鳥取県知事 殿 氏名

第四号書式

学科試験受験科目免除願

本籍

住所

氏名

年月日生

昭和何年何月何都道府県において施行されたはり師試験（きゆう師試験）に合格しているが、きゆう師試験（はり師試験あん摩師試験）を受けたので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十条の規定により、受験済科目の試験を免除されるようはり師試験（きゆう師試験）合格証書写を添えてお願いいたします。

年月日

鳥取県知事

殿

鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号）第三条の規定により鳥取県ふぐ調理士試験を次の要領により実施する。

昭和三十三年三月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 受験資格

昭和三十三年三月二十二日現在において食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十九条第二項に規定する施設又は食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第一号に規定する施設において食品の調理業務に三年以上の経験を有する者であり、かつ鳥取県調理士でなければならない。

二 申込手続

1 願書の受付期間

昭和三十三年三月四日から同年三月十八日まで（郵送の場合は三月十八日消印あるものは有効）とする。

2 受験のため提出する書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所を管轄する保健

三 試験科目

- 1 ふぐ及びふぐ毒に関する知識
- 2 ふぐ調理
- 四 試験実施日時場所
- 1 学科試験

昭和三十三年三月二十三日午前十時から正午まで

鳥取、浜村、郡家保健所管内

鳥取市東町 鳥取県立鳥取西高等学校

倉吉保健所管内

倉吉市余戸谷町 鳥取県立倉吉西高等学校

米子、根雨保健所管内

米子市錦町一丁目 鳥取県立米子西高等学校

所に提出すること。

イ 履歴書（業歴にはふぐ調理に関する経験年数を詳細に記入のこと。）

ロ 鳥取県調理士免許証の写。

ハ 写真（名刺型正面脱帽上半身で最近六箇月以内に撮影したもの。）

2 実地試験

学科試験終了後、試験場に掲示する。

五 受験料 五百円（鳥取県収入証紙を受験願書にはりつける。）

六 携行品

1 学科試験当日 受験番号票、筆記用具及び上ばき。

2 実地試験当日 受験番号票、白衣、白帽、出刃、薄刃、ふきん二枚、耐水はきもの。

七 合格者名は実地試験終了後一週間以内に所轄の保健所に掲示する。

八 受験願書用紙は、もより保健所に備え付けてあるから利用すること。

保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により看護婦試験を次のとおり行う。

昭和三十三年三月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 試験場所

学科 鳥取市東町 鳥取県立西高等学校第一校舎

実地 鳥取市吉方二六五 県立高等看護学院

二 試験日時

学科 昭和三十三年三月二十七日午前九時から

実地 昭和三十三年三月二十八日午前九時から

三 試験科目

解剖生理 細菌及び消毒法

個人衛生 食餌療法

薬理概論 一般看護法（理論及び実地）

看護史及び看護倫理 看護の原理及び実際

内科疾患及び看護法 外科疾患及び看護法

小児科及び看護法 産婦人科疾患及び看護法

眼科、歯科及び耳鼻いんこう科疾患

皮膚泌尿器科疾患 理学療法

四 受験資格

1 文部大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者

2 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した看護婦養成所を卒業した者

3 保健婦、助産婦、看護婦法第二十一条第一号第二号第四号に該当する者

4 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者のうち保健婦、助産婦、看護婦法第二十一条第四号に該当しない者で厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が適当と認めた者

5 昭和二十年八月十五日以前から引き続き、ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内にあつて昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げたもので、当該地域内において引き続き三年以上保健婦助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を行つていた者のうち看護婦試験の当日において満十七年以上の者であつて保健婦、助産婦、看護婦法第二十二条に規定する看護婦試験の受験資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者であ

ると知事が認めた者

五 試験の方法

学科試験及び実地試験とする。

六 受験願書の提出期限

昭和三十三年三月二十四日までとし期限経過後の願書は受理しない。ただし、郵送の場合は三月二十四日付の消印のあるものは受理する。

七 受験願書の提出先

鳥取市東町 鳥取県厚生労働部衛生課

八 受験手数料

受験手数料四百円（送付の場合は必ず書出とすること。ただし、県外から受験しようとするときは現金又は普通為替で送付すること。既納の手料は返還しない。）

九 提出書類

1 受験願書（別記様式一）

2 履歴書（別記様式二）

3 写真（手札型とし出願前六箇月以内に正面で撮影したものでかつ裏面には撮影年月日及び氏名を記載

したもの)

- 4 (イ) 四の1、2、3、に該当する者は修業証明書又は卒業証明書
- (ロ) 四の4に該当する者は外国の看護婦学校修業証明書若しくは卒業証明書又は外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面
- 5 四の5に該当する者は次に掲げる証明書を添付すること
- (イ) 被証明者の上司又はこれに準ずる者で責任ある地位についていた者たとえば政府顧問、軍顧問、病院長、副院長、科主任、総婦長等の証明書又は被証明者が業務に従事していた病院又は診療所の所在する地区における政府又は軍の医療関係機関において右と同様な地位にあつた者で被証明者との関係が明らかなるものである証明書
- (ロ) 保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を引き続き三年以上行つていたこと

を確実に証明する書類

- (イ) 証明書は信頼するに足ると認められる者の証明書であり、かつ証明の内容が証明者の確実に証明できる範囲内のものであること。

6 戸籍抄本

十 受験票の交付

受験票は直接受験者に郵送して交付する。

様式 一

准看護婦試験受験願

本籍 住所

氏 (ふりがな) 名

昭和 年 月 日生

昭和 年 月 日施行の准看護婦試験を受けたので関係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿 右氏 名 印

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

様式 二

履 歴 書

本籍 住所

氏 (ふりがな) 名

年 月 日生

学歴

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

右氏 名 印

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。